

# 自由民権運動下の雲井龍雄の一側面(下)

——『土陽新聞』掲載記事をめぐって——

有馬卓也

## IV 第二八号

(本稿は徳島大学国語国文学第6号の続きである)

○禁錮中送人行東京

不忍池水繞東台

腥風帶雨撥寒灰

豺狼橫道老龍逸

吉祥之閣安在哉

君不見元和定鼎肇基址

禁錮中 人の東京に行くを送る<sup>①</sup>

不忍の池水は東台を繞り

腥風 雨を帯びて寒灰を撥す<sup>③</sup>

豺狼 道に横たはり 老龍逸し

吉祥の閣 安くにか在る

君見ずや 元和定鼎 其址を肇む<sup>⑤</sup>

るを

神武 西に震ふ覺羅氏<sup>⑦</sup>

舜雨 堯風 六十州<sup>⑧</sup>

朱門 金殿 八千市

滄海は田と爲り 天命は移り<sup>⑨</sup>

奈ともし難し 文恬 又た武熙<sup>⑩</sup>

前門に虎を防げば 後門は狼

大廈一たび傾きて人の支ふるなし

噫嘻獲鹿喪鹿機一髮

懷古慨今竦毛骨

君今攔鞭遊其墟

百感知聚君一瞥

如今何物猶依舊

墨陀之花高輪月

(校訂)

噫嘻<sup>⑪</sup> 獲鹿と喪鹿は 機一髮<sup>⑬</sup>

古を懷ひ今を慨して毛骨を竦つ<sup>⑭</sup>

君 今 鞭を攔りて其の墟に遊ぶ<sup>⑮</sup>

百感知る 君の一瞥に聚るを

如今 何物ぞ 猶ほ舊に依る<sup>⑯</sup>

墨陀の花 高輪の月<sup>⑰</sup>

①詩題をACDEは「送人之東京」に作り、Bは「禁錮中送人之東京」に作る。

②「台」をCEは「臺」に作る。

③原文は「撲」に作るがABCDEに從つて「撥」に改めた。

④「安」をEは「烏」に作る。

⑤「址」をABCDEは「趾」に作る。

⑥「神」をABCDEは「威」に作る。

⑦「覺」をAは「竟」に作る。

⑧「州」をBは「洲」に作る。

⑨「滄海爲田」をDは「蒼田爲海」に作る。

⑩「熙」をD Eは「嘻」に作る。

⑪「噫」をB C Dは「嘻」に作る。

⑫「喪」をB Cは「失」に作る。

⑬「獲鹿喪鹿機一髮」をD Eは「我獲鹿喪危機一髮」に作る。

⑭原文は「悚」に作るがA B C D Eに従つて「竦」に改めた。

⑮「攔」をAは「欄」に作り、B C D Eは「攬」に作る。

⑯「猶」をC Dは「尚」に作る。

⑰A B C D Eすべて「陀」を「田」に作る。

・明治三年の六、八月の作とされる。当時米沢に謹慎中であつた雲井を友人の村山友之輔が訪れる。彼もまた時事を慷慨する志士の一人で、上京して雲井に東京の動向を報告する事を約したという。その彼が東京に旅立つに際して詠んだものである。

元和元年(一六一五)に大坂夏の陣で豊臣氏を滅ぼして長期政権の礎を築き、堯舜にも比する善政を施き、西南諸藩をも圧倒した徳川幕府の都江戸も、今では名を東京と変えて新政府の中樞となった。その東京を「腥風」(なまぐさい風)の吹きすさぶ、「豺狼」「老龍」たる薩長が跋扈する「廢」墟と表現しているのは痛烈である。

○失題

遺臭流芳任我意

拙誠巧作有天知

失題<sup>①</sup>

遺臭流芳

拙誠巧作

我が意に任す  
天の知るあり

淋漓灑盡滿腔血  
字々全含憤與悲

〔校訂〕

淋漓灑<sup>④</sup>盡<sup>⑤</sup> 滿腔<sup>⑥</sup>の血  
字々全<sup>⑦</sup>て含<sup>⑧</sup>む 憤<sup>⑨</sup>と悲<sup>⑩</sup>と

①詩題をBは「募資金於諸侯賦之」に作り、D Eは「募資金於諸侯」に作る。二首中の一つ。A Cは入れていない。

②原文は「爲」に作るがB D Eに従つて「意」に改めた。

③原文は「成」に作るがB D Eに従つて「誠」に改めた。

④「灑」をB D Eは「濺」に作る。

・明治三年の一、三月の作とされる。B D Eの詩題からも明らかのように、雲井はこの頃帰順部曲点検所設立のための資金繰りに東奔西走していた。第二句の「拙誠巧作」は「韓非子」説林上の「巧作不如拙誠」(巧みな偽りを並べるよりは、つたなくとも真心で人に接した方がよい)を典故としたもので、雲井の人柄の一端をここに読み取ることができる。

V 第三五号

○失題

少小讀破萬卷書

欲討聖源溯洑泗

道與世背無用處

放蕩却是一俠徒

破産傾身多結客

奮爲六王獻奇策

山東豪傑半屬望

失題<sup>①</sup>

少小讀み破る 萬卷の書

聖源を討ねて洑泗に遡らんと欲す

道は世と背きて用うる處なし

放蕩<sup>②</sup> 却つて是れ一俠徒

破産傾身して多く客と結び

奮つて六王の爲に奇策を獻す

山東の豪傑 半ば望を屬す

共謂秦兵擊可却  
縱散約解壯圖違  
天高地厚亦局脊  
一朝自悔心恍然  
深愧平生氣宇穿  
君不見有窮女字嫦娥  
一飛奔月月爲家  
我亦將遠探其窟  
手擁天桂折其花

亦不見巖山仙子其名晉

駕鶴漂渺斬雲陳  
我亦遠將極八宏  
橫絕弱水進我軻

聞説八小洲外更有五大洲

長風好放破浪舟  
烏拉之山太平洋  
去矣一周全地球  
一世俊髦盡把臂  
萬國奇勝盡屬眸

共に謂ふ 秦兵撃つて却くべしと  
縦散じ約解けて 壯圖違ふ  
天高く地厚く 亦た局脊  
一朝自ら悔いて 心恍然  
深く愧づ 平生 氣宇の穿  
君見ずや 有窮の女 字は嫦娥  
一飛月に奔りて 月を家と爲すを  
我も亦た將に遠く其の窟を探り  
手に天桂を擁して其の花を折らんとす

亦た見ずや 巖山の仙子 其の名は晉

鶴に駕して 漂渺 雲陳を斬るを  
我も亦た遠く將に八宏を極め  
弱水を横絶して我が軻を進めんとす

聞くならく 八小洲の外に更に五大洲ありと

長風 好し放たん 破浪舟  
烏拉の山 太平洋の海  
去け 一周せん 全地球  
一世の俊髦 盡く臂を把り  
萬國の奇勝 盡く眸に属す

然後税駕故山瀟洒伴松菊

然る後故山に税駕して 瀟洒 松菊に伴はば

一世能事庶幾將始休 一世の能事 將に始めて休まんとするに庶幾からん

○秋津曰く、豪氣宇内を呑む、と。(原漢文)

○暮雲曰く、眞の詞家の言ふあたはざる所の者あるなり、と。(原漢文)

〔校訂〕

①詩題をBは「白梅篇、會部曲將於舟橋海樓、改盟告別賦示之」に作り、Cは「會舊部曲於舟橋、置酒更盟、醉後賦之、似諸長官」に作り、Dは「白梅篇」に作り、Eは「會舊部曲將校於鷺湖、置酒更盟、醉後賦之」に作る。

②「洙泗」をDEは「泗洙」に作る。  
③「溯」をABCは「遡」に作る。  
④「無用處」をBは「用無處」に作り、CDEは「無所用」に作る。

- ⑤「放」をDEは「豪」に作る。
- ⑥「蕩」をCDEは「宕」に作る。
- ⑦ABCDEすべて「獻」を「進」に作る。
- ⑧「却」をABCは「卻」に作り、DEは「卻」に作る。
- ⑨「縱」をAは「從」に作る。
- ⑩「違」をDEは「休」に作る。
- ⑪「局脊」をABCは「跼蹐」に作る。

- ⑫「天高地厚亦局脊」をD Eは「去向江湖没我跡」に作る。
- ⑬「愧」をA Bは「恥」に作り、C D Eは「羞」に作る。
- ⑭A B C D Eすべて「穿」を「窄」に作る。
- ⑮「奔」をA Bは「走」に作る。
- ⑯原文は「月日」に作るがA B Cに從つて「月月」に改めた。
- ⑰「一飛奔月月爲家」をD Eは「一飛去奔月月爲家」に作る。
- ⑱「桂」をA Cは「柱」に作る。
- ⑲「擁」をAは「攀」に作り、D Eは「拗」に作る。
- ⑳「亦」をB C D Eは「又」に作る。
- ㉑「駕鶴漂渺」をB Cは「縹渺駕鶴」に作り、D Eは「駕鶴縹渺」に作る。
- ㉒「陳」をA C Dは「陣」に作る。
- ㉓「斬」をC D Eは「截」に作る。
- ㉔原文は「遠」字を欠くがA B C D Eに從つて補った。
- ㉕「宏」をDは「絃」に作る。
- ㉖「極」をC D Eは「窮」に作る。
- ㉗「我」をCは「其」に作る。
- ㉘「八」の上にBは「大」字がある。
- ㉙「小」字をBは欠く。
- ㉚「洲」をA Dは「州」に作る。
- ㉛「更」をA Bは「別」に作る。
- ㉜「洲」をAは「溯」に作る。
- ㉝「長」をD Eは「乘」に作る。

- ⑳「之」字をBは欠く。
- ㉑「太」の上にBは「兮」字がある。
- ㉒「眸」をBは「望」に作る。
- ㉓原文は「賀」に作るがA B C D Eに從つて「駕」に改めた。
- ㉔「瀟」をB Cは「瀟」に作る。

・明治三年春の作である。雲井が上京した際、彼を慕う旧友が次々に潜伏先から彼の下へ消息を寄せてきたという。その同盟の士らと鷺湖の料亭で会した際のものである。

この詩は、これまでに掲載された六首とはやや質を異にする。雲井の詩は慷慨の意気を伝えるものと隠逸志向を伝えるものと大きく二分されるが、この詩は後者である。ここに描かれているのは薩長との戦いに疲れ、嫦娥や仙子晉の脱俗に憧れる雲井自身の姿である。先の連載が比較的集中しているのに対し、この詩の掲載だけが一つ離れていることから、廃刊を前にした編集者の選択であろうか。或は秋津の論評から、後半。点部の雲井の世界への視角を伝えようとするものとも解釈できる。

## 第2章 雲井受容のメカニズム

当時雲井は国事犯であったから、新聞紙上でその行状を賞賛し、詩を掲載する事は非常に危険な事であった。しかも明治六年の新聞紙条目、八年の新聞紙条例・讒謗律と日増しに政府の言論弾圧は厳しくなっている。本章ではそのような状況の下で雲井の小伝と詩七首を掲載した三紙の思想を探ってみた。

## 第一節 新聞の位置づけ

まず立志社は新聞というメディアの性質をどう位置づけていたのか。各紙の創刊号に見える記事からそれを考えてみたい。

「夫れ新聞紙は國家の神系也。……今日我邦の新聞紙は、大に國家の政事を論議して以て之を左右し之を進退せしむるが如きこと能はざる也。侃々譎々政府の压制抑擗を止めて民權を張り自由を求むるが如きこと能はざる也。公然直意政庁の景状を記載し雷霆の威を懼れずして以て其邪曲を正し、姦猾の官吏をして肝胆を寒からしむるが如きこと能はざる也。……故に我党は今敢て自ら奮進し高知県土佐に於て月次若干回の雑誌を發行し、名けて海南新誌と云ひ、以て主ら國家の政体政法を論じ、人民の權利自由を論じ、其他若くは汎く真理を論じ、若くは特に其時勢を論じ、聊國家に尽す所あらんと欲す。」（『海南新誌』一「緒言」植木）

ここで新聞を「國家の神系」とし、その役目は「政事を論議して以て之を左右し、之を進退せしめ」、「政府の圧政抑擗を止めて民權を張り自由を求め」、「以て其邪曲を正し姦猾の官吏をして肝胆を寒からしむる」事にあるとしている。すなわち立志社は政府を監視し糾弾し是正するという役割をその機関誌に与えていたのである。また次の「新聞分析論」は当時発行されていた新聞を五種に分類し、それぞれに批判を加えているもので、その中で唯一評価されている第三種を見てみる。

「第三種。慷慨悲憤にして熱情極点に達し、怒るべからざるに腕を扼し、罵るべからざるに口を極めて、恰も自家の憂鬱

を發散する者の如しと雖も、大概此の種に屬する者は、愛國の赤情・自由の熱心に依て、頭腦の癡狂を發したる者なれば、其謂ふ所切実なるを以て、縱令ひ數多の誤謬あるも其害甚だ多からざるが如し。」（『土陽雜誌』一「新聞分析論」細川）

また「土陽新聞」の「日本新聞紙論」では、

「夫の專制政治の國と公議政体の國とは、基本既に異なるが故に、國內の事物皆隨て相異なる所なきを得ざる也。……邦内の論者動もすれば則日本の新聞紙を以て之を過激なりと爲し、空論多しと稱し、英米諸國の新聞紙を引て、其著実なるを証し、以て我人民を凶暴輕浮なりとなし、以て民權自由を排斥し、窺かに專制を主張し、抑圧を助成し、而して世人の耳目を誤らしめんと欲する者あり。……夫れ國家（日本）の政体既に專制に在れば、其國の新聞紙は復た彼の公議政体の諸國と相比するを得んや。たとへば英米諸國の如きは實に公議の政体にして、人民參政の權利を有し、議院に由て以て十分に其國政上の諸事を評説論議するを得れば、國政上の事は已に茲にて大概其情意を悉くすの理にして、今唯議論を行ふの上に就きて之を考ふるも、已に斯の如く國政上の諸事を發論するの場所あれば、新聞紙に論ずる所は唯其尽さざる所の余点を言ふ……今我國の如く專制の政体を以てする者は、人民參政の權利を得ずして思想を吐露するの議院なければ、其議論は皆新聞紙に憑て之を發洩せざるを得ざれば、要するに我の如きは思想を流出するの線路唯一あるのみなれば、其勢も亦強激に帰せざるを得ざるの理也。……遇々過激暴橫の論

説あるが如きは、是れ必其論者の罪に非ず。国勢の然しむる所のみ。……愈々進んで改進黨の先驅たらんと欲する也。」

〔土陽新聞〕一八「日本新聞紙論」植木

と言つて、専制政府下の新聞の在り方について論じている。主旨としては、公議政体と専制政府とでは、新聞の役割も異なるとした上で、人民が国政に参与する公議政体の国家では議論が議會という場で行われ、故に人民の声が国政に反映される。しかし専制政府下の新聞は人民の声が国政に反映される余地がないため、新聞がその役割を担わねばならないというものである。以上の如く、三紙ともに政府を監視し、人民の権利自由に対する熱情を示し、かつ議論の場としての新聞という位置づけが明確になされている。

## 第2節 専制政府批判

では彼らにとつて専制政府すなわち明治政府とは如何なる存在だったのか。次に三紙に見える専制政府批判の文章をいくつか見てみたい。まず植木枝盛の記事である。

「政治の目的は公益即ち国民の利益を謀るに在ることを明かにせり。爾來碩学大儒皆謂く、万民の安寧利益を謀ることは、眞に政治の目的也と。蓋し政府は人民の爲めの政府にして、官吏は人民の雇する所のみ。故に政府は國家を管理し、人民を保護するに在り。」〔海南新誌〕四「政論第一」植木

ここで植木は政治の目的は「公益即ち国民の利益を謀る」事であり、「政府は人民の爲」「官吏は人民の雇する所」が政府・官吏の本来あるべき姿であるとする。植木はこの思想に基づ

き次の記事で鮮明に明治維新、明治政府について語る。

「夫れ我日本遠古は姑く聞き、近時に於て一大変換を成したることあり。即ち慶応戊辰、徳川政府を踏して王室を興し、皇帝陛下全国の政を統理するに至り、又相尋で封建を變じ以て郡県となしたるが如き是也。此れ即ち我国近時の一大變換にして、明治第一の變革と稱す可き也。……然りと雖も、之を政體の變革と云ふは何事ぞ。政體の變革の如きは、日本國に於て未だ之を見ざるなり。而して戊辰の如きは政府の變革にして、即ち治者と治者との關係のみ、被治者に於て將た何の關係あらん。……又徳川政府は廢せられたれども、之に換はる者は亦独裁の政府にして、其政體は即ち皆専制政體なり。又諸州の大名は廢せられたれども、之に代はる者は独裁政府の派出する官吏なり。豈に敢て人民に大變革あらんや。故に曰く、戊辰の如きは政府の變換にして、政體の變換に非ずと。……更に又第二の改革を爲し、其政體を革めて君民共治と爲し政府の独裁を廢して人民をして政權を掌らしむ可き也。」〔海南新誌〕五「明治第二の改革を希望するの論」植木

ここでは明治維新（第一改革）を単なる専制政府の政權交代と捉え、更に第二の維新すなわち公議政體國家の樹立を説いている。また次は責任編集者渡辺医が新聞紙条例一四條に触れ、

禁獄二ヶ月・罰金五十圓という処罰を受けた記事である。「夫れ専制政治を以て國家を治めんとするの政府は、其危きや火山の頂に坐するが如きなり。……専制と擾乱とは常に密着して相離れざるものなり。……夫れ兵威腕力を以て人民を

制御する者は、一時能く其形を圧すべきも、竟に永く其心を服する能はざるなり。……維新以来、騒乱一揆は断へずして相興り、幾んど毎年に於て起らざるは莫きなり。是れも亦密かに考ふるに、所謂火山の頂に立つが如きに非ずと謂ふを得んや。〔土陽新聞〕二九「専制政府は火山の頂に坐するが如きの論」

このように人民の権利自由の獲得や立憲政体の確立を目指す立志社にとって、明治専制政府は批判の対象以外の何物でもなく、その論峰は新聞紙条例や讒謗律に少しも衰える事なく、回を増すごとに過激さを増している。たとえば新聞紙条例<sup>1</sup>第一三条では「政府を破壊し国家を転覆するの論を載せ、騒乱を扇起せんとする者」を、また第一四条では「成法を誹毀して国民法に違ふの義を乱り、及頭はに刑律に触れたるの罪犯を曲庇するの論を為す者」を、禁獄・罰金の刑に処すとあるのだが、これら三紙はものともしていない。

### 第3節 不平士族への意識

では次に立志社は江頭・前原・西郷らの挙兵をどのように見ていたのであろうか。明治三年の雲井拳兵陰謀事件は初期における不平士族の乱として認識されており、当然西郷らの挙兵はその延長上のものでして解釈されていた。まず九月一日発行の「海南新誌」に掲載の「西郷論」を見てみる。

「西郷は畢竟武健猛威にして強者に抗するを好むが如きの人物也。……遂に自ら戊辰以前の時勢に当るの勇力を以て明治今日の時勢に抗したるは、其勇力の活用を得ずして、……遂

に天下の公論と背馳するに到る而已。可悲哉。」〔海南新誌〕二「西郷論」

この記事ではさすがに終始西郷の挙兵に対し批判的な態度を保つのだが、右の文に明らかのように、それは西郷が「勇力の活用を得ず」に武力という形で問題を解決しようとした事への批判であり、西郷の主張までも否定するものではない。西郷を「武健猛威」の人、「武勇の人」と位置つけて古い時代の生き残りであるとし、武力解決は前時代の行為であると処理するのみである。しかも立志社自身、西郷拳兵の際に内部でこれに呼応し挙兵しようとする動きがあり、その動きを政府が察知して、林有造・片岡健吉・陸奥宗光らを逮捕するという所謂立志社の獄が起った。したがって現実には立志社は西郷容認の立場を取り、その理論的裏付けもあった。たとえば、

「夫れ化工の人類を造る、曾て口舌と腕力を付与す。豈に偶然ならんや。蓋し口舌以て平時を理め、腕力以て暴乱を制し、兩者相須つて用を為すなり。若し一を欠かば廢人なり。……言論と腕力の功用を比較するに、言論の功用は緩慢にして小、腕力の功用は敏捷にして大なり。」〔海南新誌〕四「腕力論」武島力男

と言つて武力（腕力）の効用を「敏捷にして大」と言い、寧ろ拳兵もやむを得ない場合があるとすればかりでなく、拳兵せねば為し得ない事もあり、倒幕は武力なしにはありえなかつたという武力肯定論が展開されている。次の記事も同様である。

「語に曰く、文武は車の両輪の如しと。夫れ文は智徳を修め

以て天与の福祉を保全し、武は以て強暴を制し以て人世の禍災を防遏するに在れば、両ら闕く可らざるなり。……斯の如き危殆の厄運に際し自由を保存せんと欲せば、豈に（文）能く其功を奏せんや。必ずや之に当るに武力を以てせざる可らず。（『土陽新聞』二七）文武而立せざれば自由を保存する能はざるの論（真田巨）

そして次の記事では西南戦争に対する論評が西郷批判ではなく政体批判という形で展開されている。

「彼の内乱の平定は決して深く祝するに足らず、慶賀するに足らず、喜悅するに足らず。何となれば則、今の平定は敵軍のみの平定にして国家の平定に非ず、今の勝利は政府のみの勝利にして国の勝利に非ず。国は則ち益々疲弊して、人民の不幸も亦更に是より大なる可ければ也。……西郷、政事に不同意あるも、議院に於て之を論ずるの道あれば、則更に腕力に愬ゆるに由なく、不平ありと雖も十分に其情意を通じて事明白に帰し、是非曲直も決着する所あるべければ、不平は不平を医して可なる可く、遂に不平にして終らしむるの道理なかる可く、……」（『海南新誌』八「内乱鎮定の演説」植木）

「所以に言く、内乱の興らざる道も亦民撰議院を立つるに在る也。（『海南新誌』九「内乱鎮定の演説の統」植木）  
加えて、

「……治も必ず盛を致す能はず、乱も必ず衰を来し得ざるの理あるなり。何となれば則ち、治乱に文明と蛮野の殊別あって、其国家の昌盛興立を致す者は乃ち文明の治乱なりと雖も、

蛮野の治乱に至ては全く之と背反し、能く国家をして衰弱滅亡せしむるに至ることあればなり」（『土陽雜誌』一一「治乱論」坂本）

と言つて、内乱そのものの可否には全く言及せず、公議（文明）か専制（蛮野）かという政体の在り方に因つて、内乱の評価も変わるとし、文明へと至るための内乱を評価する。ここに立志社の西郷批判は完全に消滅している。

#### 第4節 「御し易き」民と「御し難き」民

次に雲井をはじめとする江藤、西郷らの不平士族が三紙に於て容認される論理的中核は何処にあつたかを考えてみたい。まず次の二つの記事を検討してみる。

「夫れ人、自主なき者は善く自ら愛せず。故に亦人に苟もせらる。故に御し易し。而して自主の民は善く自ら愛す。故に亦人に苟もせられず。故に御し難し。是を以て人民の御し難きは、則是其自主あるの証にして、推して之を考ふれば亦国家の善く独立性あるを徴す可く、而して人民の御し易きは、是其自主なきの理にして、更に之を推論すれば、則亦国家に独立の真性なきを知る可し。（『海南新誌』一一「人民の御し難きは国家の幸福なるを論ず」秋山清造）

「夫れ人民の御し難きは国家の幸福なり。国家たる者は徒に人民の御し易きを欲す可からず。否な其自主を妨害する無きを要するなり。何となれば国は人民相合して結成する所以にして、之が元素たるは各人民に非ざるはなく、人民強ければ国亦強に、人民弱なれば国亦弱、人民富なれば国亦富、人民



貧なれば国亦貧なるが如く、国家の盛衰隆替は皆人民の形勢若何に由る。」(『海南新誌』一五「政論第四」植木)

ここで人民を「御し易き」民と「御し難き」民とに分類し、往々にして専制国家の人民は権利や自由を志向しない政府の操り人形であるとし、かくの如き専制国家は他国からみればそれは「御し易き」国家であり、やがて独立を保ち得なくなるとする。それに対し「御し難き」民とは、アメリカ独立やフランス革命を果たしたように、常に国家のあるべき姿を自ら模索し、そして自由や権利を獲得していける民であるとする。このような人民を有する国家は確かに政府から見れば「御し難い」かもしれないが、それは他国から見れば「御し難い」堅強なる国家であつて、国家の独立は存続し得るといふ論法である。そして日本は長期の封建制によつて人民が卑屈になり、人民がその力を結束して何かを為さうという志気に欠けるとし、ここに人民を束ねる力・統率力を有する人材としての西郷らの再評価という形をとる。それが「海南新誌」最終号の「結合論」によつて明らかにされる。

「想ふに我国近来薩摩の西郷の如き、萩の前原の如き、佐賀の江藤の如き、其事業の善悪邪正は姑く聞きて、皆其起て事を為すものは必其人民の結合を以てせざるものなし。然りと雖も彼等の如きは其結合未だ広きに及ばずして、薩摩の西郷は薩摩及其他二三州のみの結合を為すに止まり、江藤前原の如きも各其一州中に関して善く全国の結合を為すものは未だこれあらざるなり。……只其れ今日に当り全国人民の結合し

て民権を拡張せんことを欲するのみ。」(『海南新誌』一七「結合論」)

ここでは西郷・前原・江藤らの人民を結合する力量を評価しながらも、その力の及ぶ範囲が極めて狭い事を惜しんでいる。そしてこの思想は次に示す英雄豪傑待望論へと移行する。

「世運の此の如く退却し、社会の將きに瓦解せんとするに際しては、又た自ら一種の之を支柱する者あつて、能く世運を未だ全く墮落せざるに挽回し、社会を將きに瓦解せんとするに維持するもの、亦史乘の常に記載する処なり。而して其之を挽回し又た之を維持する者とは何ぞや。曰く、世の英雄豪傑即ち是れなり。……抑も此の如き英傑の士の一度び社会に現出し、其状態を看察するや、恰も非常の痛苦を感じ、社会の此の如き悲看を顕はすは決して有るべからざるの事と固信し、悲憤扼腕して、俗夢を攪破し、粉骨身齏して、世運を匡救せんとするの勢力は殆ど人生の得て成すべからざるが如きあり。」(『土陽雜誌』一〇「世運の上進を論ず」坂本)

ここでは墮落せんとする世運を挽回し、瓦解せんとする社会を通常のままに維持し得る英雄豪傑について述べている。しかしこの英傑に近いと考えられる雲井を始めとする西郷・江藤らは已に反乱を起し世間では国賊の汚名がきせられていた。では立志社に於て彼らは本当に国賊だったのであろうか。

#### 第5節 国賊と義死に関する論

雲井の關係記事連載は「土陽新聞」の二五号から始まるが、その前の二二号あたりから雲井を容認するために書かれたよう

な記事が掲載されはじめる。

「何をか国賊と云ふ乎。曰く、天理を戕滅して自絶して根づかず、以て天の民を賊殺する者、之を賊と云ふ焉。曰く、他人の物を攘奪する者、之を賊と云ふ焉。曰く、民人を傷害する者、之を賊と謂ふ焉。孟子所謂、賊仁者謂之賊者、是也。故に国賊は国家の盜賊にして、国家民人を攘奪し、之を劫殺し、之を傷害する者の謂而已。其然り。国賊は豈に直に君主に敵し、政府に抗する者を指す可しと為ん哉。……夫国賊は則国賊耳。君主に敵し政府に抗するも、国家人民を劫殺し、之を攘奪し、之を傷害せざる者は、国賊に非ざる也。……西

国の史家、国事犯を称して直に之を賊と云はず。」〔土陽新聞〕  
二二「何をか国賊と謂ふ乎」坂本

「夫れ邦国の幸福を増し、文明を進むるに於て、義死の功績は又た洪大なる哉。古今来、圧制の政府を顛覆し、自由の体を建設したるが如き大革命を成したるも、其初や慷慨激烈の士暴威に屈せず、堅忍不拔の志を懐き、衆に先つて新異の議論を首昌し、以て一世を驚動し、或は冤恨を呑んで刑場に臨み、甲仆れて乙起り、之が後人たる者、其雄魂毅魄に感動し、遺志を継いで益々激昂し、遂に積怨を砲轟劍閃に泄すに至るに非ずや。是れ其基ひする所は即ち義死なり。義死の功績は隠微にして、見易からずと雖も、其革命を助成するは至大至洪なりと謂ふべし。」〔土陽新聞〕二三「義死は人生の至福至徳なるを論ず」横川熊次

まず「何をか国賊と謂ふ乎」では、国事犯を以て国賊とする

事の不可を説き、加えて「君主と雖も、政府と雖も、国家人民を賊殺し、之を攘奪し、之を傷害する者は、国賊なり。」と言つて、寧ろ国賊と呼ぶべきは政府の方であるとしている。続く「義死は人生の……」では「慷慨激烈の士」のその身を犠牲にした死、つまり義死が革命の助成たること大であるとしている。そして次の記事では雲井に言及し彼の死を義死として認定する。

「回憶せば戊辰以来雲井龍雄を首となし、西郷隆盛に至るまで前後七回の動乱を我社会の上に演出し、……雲井にせよ江藤にせよ前原にせよ西郷にせよ、其反動を企て、兵馬を動かし干戈を挙げ、断然政府に抗敵せんと欲する所以の心情は、豈に一朝の事ならんや。必ずや其初めに於て政府が施治の方向に付き、中心之を厭ふあつて終に之を改良せんと冀望するの熱情より、貴重なる性命を抛て、其志を遂げんとするに至りしならん。縦令ひ其事業は醜惡なるにもせよ、其措置は拙陋なるにもせよ、国家の為めに身を捧げて犠牲となすの赤心は誰れか之を貴重せざらん。……誰か能く之を惜しまざらん。」

〔土陽新聞〕二四「論便宜法の悪弊 第二細川」

小伝及び漢詩以外では唯一の雲井言及箇所である。ここで七つの不平士族の乱を総括して、彼らの行為を醜惡・拙陋であるとしながらも、「国家の為に身を捧げて犠牲となすの赤心は、誰れか之を貴重せざらん」と言い、これを先の英雄待望論、義死論、ひいては最初の新聞の定義などと併せ考えると、まさに立志社は新聞すなわち言論という形で雲井・江藤・西郷らの精神の踏襲をめざし、そして実行していたという事が言えるの

ではないだろうか。

以上、三種の機関誌を通して立志社の雲井受容の構造を見てきたが、それは理論性のある程度おびながらも、細部には論理的な飛躍や齟齬の見える素朴な感情論的政治論のように思える。それは当時まだ植木や坂本、細川という三紙の主筆たちが若く、これからの人物ばかりであった事と同時に、民権運動そのものが未だはつきりとした理論性をおびるに至らず、士族階層の不平不満の延長に過ぎなかつた事などが考えられる。しかしそのことによつて評価の対象から外れるというものではなく、そういう時期のものとして捉えるべきであるし、加えて雲井の詩そのものがそういう時期に於ける主張の材料にふさわしかったという要素をたぶんに持つていたという事にもなる。〔薩摩批判の詩句が比較的明瞭な形で展開されているという点に於て。〕

そして明治一〇年という民権運動の初期に、三紙は月二回発行という連続性に欠ける性質を逆に利用して見事に政府批判、権利自由の主張、士族反乱の容認を行つていると言える。また読み捨てであるが故に、似通つた論説が様々な角度から繰り返し論じられ、結果として精読者にはおのずと多面体の認識が得られ、乱読者には最終目的のスローガン（権利自由の獲得や民権議院の設立など）のみが頭にくさび打たれる仕組みになつていゝ。これらの点は十分に注目に値するものと思われ。⑥

#### 一注

①各記事は旧字体・片仮名で表記されているが、新字体・平仮名に直した。また、点、点も省略した。記事の表題の後の氏名は執筆者

を示す。執筆者が記されていないものや、偽名で表記されているものもあるが、それらについては家永三郎氏の『植木枝盛研究』（昭和三五年、岩波書店）及び『植木枝盛集』（平成三年、岩波書店）で執筆者名が明らかにされているもののみそれに従つた。（他は表記通り）植木枝盛、坂本南海男、細川瀧は名字のみ表記した。家永氏の前掲載書の第一章第一節「立志社への参加」は本章の考証にあたり因つた所が大きい。併せて参照されたい。

②『法令全書』巻八の一（昭和五〇年、内閣官報局）による。

③『土陽新聞』二四「論便宜法の悪弊第二」によれば、立志社の言う不平士族の乱とは、雲井陰謀事件、長州脱退騒動、佐賀の乱、神風連の乱、秋月の乱、萩の乱、西南戦争の七つを示す。また不平士族の乱については後藤靖氏の『士族反乱の研究』（昭和四二年、青木書店）に詳しい。参照されたい。

④西郷自決が九月二四日であるから、最末期の頃の記事となる。

⑤『孟子』梁惠王下。

⑥本章は平成五年度の中四国中国学会（於鳴門教育大学）での口頭発表「海南新誌・土陽雑誌・土陽新聞——雲井受容のメカニズム——」の原稿に加筆修正したものである。

#### おわりに

薩摩を中心とした藩閥専制を嫌悪し、反薩摩の漢詩を詠み続けた雲井にとつて、死後一〇年もたたない内にその薩摩の西郷と同列の扱いを受け、そして英雄視されたのは、きわめて皮肉な結末と言わざるを得ない。これはとりもなおさず雲井詩が強者

にあらがう一者というイメージを強烈に有しているからに他ならない。

色川大吉氏は雲井の詩を評して、

「やがて自由民権家たちを奮い起たしめ、権力に抵抗し、従容として志に殉じてゆく明治革命家像の原イメージとなったのである。」<sup>①</sup>

「これまで雲井龍雄事件は、明治最初の『士族叛乱』あるいは『封建反動』として評価される事が多かった。しかし、それからわずか一〇年後に自由民権家たちがいかに雲井を愛惜したか、彼の志に鼓舞され、歴史を変えるエネルギーとして生かしたかは計りしれない。」<sup>②</sup>

「雲井の凜烈たる精神が、かれら反薩長の青年たちの肺腑をつらぬき、かれらの情心をふるい立たしていたようだ。」<sup>③</sup>と述べておられる。

つまり雲井に伴う強者に屈する事なく自らの意志をあくまでも貫き通そうとする勇者・豪傑のイメージ<sup>④</sup>と、時に退歩して潜伏力を蓄える智将・潜伏者のイメージ<sup>⑤</sup>に加えて、結果として明治新政府という共通の敵に抗し、その政府によって処刑されたという事実により、彼は民権運動のプロパガンダとしての働きを十分に為し得るものと判断されたのである。ここに民権家の手により詩人から政治家に変容した彼は、明治一〇年代の英雄の一人として蘇生したのである。そしてそれは生前に詩人であるよりも政治家たらんとし<sup>⑥</sup>、また自らの行為が「懦夫（臆病者）を立たしむるに足らん」と自負していた雲井には本望であ

つたろう。

― 注 ―

① 色川大吉「明治の文化」（昭和四五年、岩波書店）九二頁。

② 同書、一四〇頁。

③ 色川大吉「新編明治精神史」（昭和四八年、中央公論社）二二四頁。

④ このイメージについては、彼自身が自らを蘭相如や文天祥などに比して詩中に詠み込んでいる。また潔癖者のイメージを有する屈原も

この範疇に属する。これについては拙稿「雲井龍雄研究序説」（徳島

大学教養部紀要二八）で論及した。

⑤ こちらについても彼自身が自らを張良に比していることから伺

知る事ができる。また管仲も智将として同じ範疇に属する。

⑥ たとえば雲井の「同大俊師、訪秋水翁於赤羽里。……」（明治二年冬）

には「不為幹坤軫乾之名臣、須為嘲風弄月之逸民」とあり、「名臣」

になれないのなら「逸民（隠者）」となれとする所に、彼の「名臣」

に対する執着を読み取ることができる。

⑦ 雲井が明治三年八月、東京へ檻送された際、密かに師安井息軒に

送った詩「呈息軒先生」（その二）に「雖有愧前哲、猶足立懦夫」

とある。結局、彼のその最後の自尊心も生前は満たされる事はな

った。しかし、色川氏の指摘にあるように、やがて彼の詩は専制政

府下の「自由民権家たちを奮い起たしめ」たのである。

\*「土陽新聞」の雲井詩掲載は同僚の平井松午氏の助言によって知

たものである。また高知県立図書館の方々には便宜を計っていた。

末筆ながらここに感謝申し上げる。

（ありま・たくや 総合科学部助教授）